

保税工場の許可の承継について

関税法第61条の4において準用する同法第48条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成31年1月17日

大阪税関長 高木 隆

記

1 承継を受けた者の名称及び住所

ダウ・東レ株式会社
東京都品川区東品川二丁目2番24号

2 承継に係る保税工場の名称及び所在地

東レ・ダウコーニング株式会社 福井工場
福井県あわら市矢地10字1番の1

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

東レ・ダウコーニング株式会社
東京都千代田区大手町一丁目5番1号

4 承継後の保税工場の名称及び所在地

ダウ・東レ株式会社 福井工場
福井県あわら市矢地10字1番の1

5 承継された許可期間

自 平成31年 2月 1日
至 平成34年10月31日